

水野さん 損賠裁判判決

不当判決に怒り！ 今後も闘う！

会社による一審での偽証と、
年休中の連絡の強制は不当であると認定される！

9月30日、東京地区分会水野良則さんが、会社による不当な乗務外し・パワハラと出向に対して損害賠償をもとめた控訴審の判決が、東京高裁でありました。法廷には本部・地本・各分会・OB会から代表者が参加しました。

判決は、水野さんが行った行為は非違行為であるとして、会社が行った日勤教育に問題はないと結論づけました。

しかし、録音データの提出によって、一審で会社側の証人が偽証していたこと、年休中に上司に連絡を入れさせることは不当な行為であると認定されました。

その後報告集会が行われ、主催者を代表して杉澤地本委員長は、「不当判決そのものであり、怒りを持って弾劾する。今後も水野さんを支えていく。」と述べました。

その後JR総連、JR東海労本部、東京地区分会、地本OB会代表から、今後も水野さんと共に闘っていくと激励を受けました。

弁護士から、「録音データを提出したため、裁判所は一部認めざるを得なかったが、全体的には、水野さんが行った行為はひどいという、誤魔化しと論理すり替えの、でたらめな判決である」と説明がありました。

水野さんは、「一部主張が認められたものの、会社は何をしても良いわけではない。一人で始めた裁判だが、東海労に加入してみんなの支援を受けて闘ってこられた。私だけでなく今も続いている会社のパワハラを許さないために最後まで闘い抜く」と力強い決意表明がありました。



JR東海労は、最後まで水野さんと共に闘います！